地域福祉活動活性化事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、誰もが住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活できる福祉のまちづくりをすすめるため、地域福祉活動活性化事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第２条　助成金交付の対象となる団体は、次のとおりとする。

（１）地区まめネット協議会

（２）地区福祉まちづくり推進員協議会

（対象活動）

第３条　助成金交付の対象となる活動は、次のとおりとする。ただし、同一地区の前条各号の団体が重複した活動を申請することはできないものとする。

（１）別表に定める活動

（２）その他、特に本会会長が認める活動

（対象経費）

第４条　前条の活動を実施するための経費で、以下に掲げる経費とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 該当するもの |
| 謝礼金 | 講師料、講師交通費 |
| 会議費 | 打合せ会等に必要な費用（お茶、茶菓子代程度） |
| 印刷製本費 | 資料、チラシ等のコピー・印刷代や写真の現像代等 |
| 通信運搬費 | 切手、はがき代等 |
| 賃借料 | 会場の使用料、バスの借上げ代等 |
| 消耗品費 | 紙、文房具、食材等の活動に必要な費用 |
| 保険料 | ボランティア行事用保険料  （ボランティア活動保険等の個人の保険は除く。） |
| その他 | 本会会長が特に必要と認めるもの  （対象経費の判定については、個別に経費の内容を審査する。） |

（助成金額）

第５条　本会会長は、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、活動ごとの助成限度額は別表のとおりとする。

（助成金交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、地域福祉活動活性化事業助成金交付申請書（様式第１号、様式第１号‐２）により、本会会長に申請する。

（交付の決定）

第７条　本会会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の係る書類の審査等により助成金を交付すべきものと認めたときは、地域福祉活動活性化事業助成金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（実績報告）

第８条　助成金の交付を受けた者は、当該年度３月３１日までに、地域福祉活動活性化事業助成金実績報告書（様式第３号、様式第３号‐２）に活動内容がわかる資料、領収書等を添付し、本会会長に報告するものとする。

（助成金の返還）

第９条　助成金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金を本会に返還するものとする。

（１）計画した活動を一切実施しなかった場合は、その全額を返還する。

（２）支出金額が助成額の２/３に満たない場合は、その金額を返還する。

（３）助成の対象となった活動以外の活動に助成金を支出した場合は、その金額を返還する。

（補足）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

【別表】

|  |  |
| --- | --- |
| 活動内容・対象経費 | 助成限度額 |
| **１．自主研修の実施** | 20,000円 |
| 申請団体の活動活性化のために研修会や役員会等を実施する。他団体と協働して実施することも可。  　（打ち合わせ会費、講師謝礼、消耗品費　等） |